

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>— 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>— 職員の定年等に関する条例（昭和59年墨田区条例第3号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>（<u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間</u>）</p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>（<u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情</u>）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>・ [略]</p> <p>育児休業（この号の規定に該当したこ</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>— <u>非常勤職員</u></p> <p>— <u>臨時的に任用される職員</u></p> <p>— 〔同左〕</p> <p>— 〔同左〕</p> <p>— <u>育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>— <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>（<u>再度の育児休業をすることができる特別の事情</u>）</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>・ [略]</p> <p>育児休業（この号の規定に該当したこ</p>

とにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)。

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

— 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

— 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

とにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て墨田区規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)。

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

〔同左〕

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

— 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

— 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

〔同左〕

第7条 〔同左〕

— 非常勤職員

— 臨時的に任用される職員

— 〔同左〕

— 職員の定年等に関する条例(昭和59年墨田区条例第3号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務して

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

・ [略]

育児短時間勤務の承認が、第11条第

いる職員

— 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

— 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

[同左]

第8条 [同左]

育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

・ [略]

育児短時間勤務の承認が、第11条第

2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。）。

〔略〕

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

— 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

— 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（部分休業をすることができない職員）

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。）。

〔略〕

〔同左〕

第11条 〔同左〕

— 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

— 〔同左〕

— 〔同左〕

〔同左〕

第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

— 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、<u>特別区人事委員会</u>の承認を得て、墨田区規則で定める。</p>	<p>— <u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>— <u>部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p>— <u>前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、<u>人事委員会</u>の承認を得て、墨田区規則で定める。</p>
---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の第3条第4号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の第3条第4号又は第8条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。